

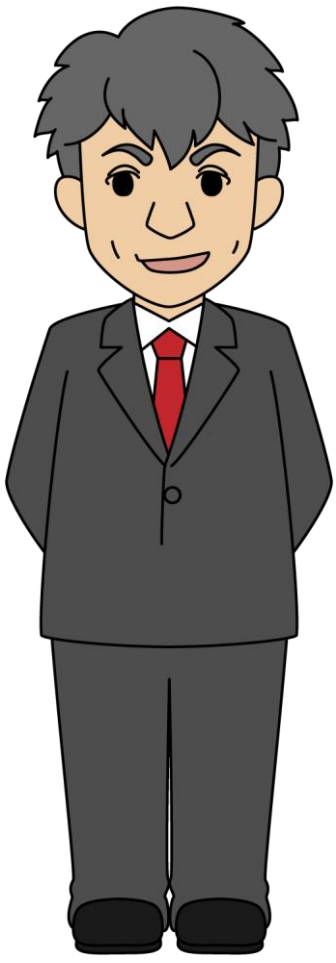
中世文書を読む（十四）

もりやひさし

守屋壽コレクション所収の

あしかがよしあきごないしよ

もう一つの足利義昭御内書



史料―は、むろまちばくふ室町幕府の最後の將軍、あしかがよしあき足利義昭が出した「御内書」ごないしょと呼ばれる文書もんじょです。

この展示では、この文書を題材だいざいに、
文書を読み解く過程よとを紹介し、
謎解なぞときの楽しさを皆さんと
分かち合いたいと思います。

番号順に見ていってね。

史料Ⅰ 足利義昭御内書

南洋諸島より我々

社家へ仍白金銀色

雜貨し先許年々

一

卯月



①

まず、史料しりょうーのくずし字を
かいしよ楷書に直すと、

Aのようになります。

それを、今のことばに直すと、

Bのようになります。

A 現在使っている文字に直したら：

當津滯留中馳走、誠
神妙候、仍白傘袋・毛氈
鞍覆令免許畢、猶昭光（真木島）
可申候也、

（足利義昭）

卯月廿日（花押）

B 今の言葉に直したら：

「当津」たいざい 滞在中に世話になっていること、非常に

神妙しんみょうである。そこで、「白傘袋」しろかさふくろ・「毛氈」もうせん

鞍覆くらおおい」の使用を許可する。なお、昭光（真木島）が

申すであろう。

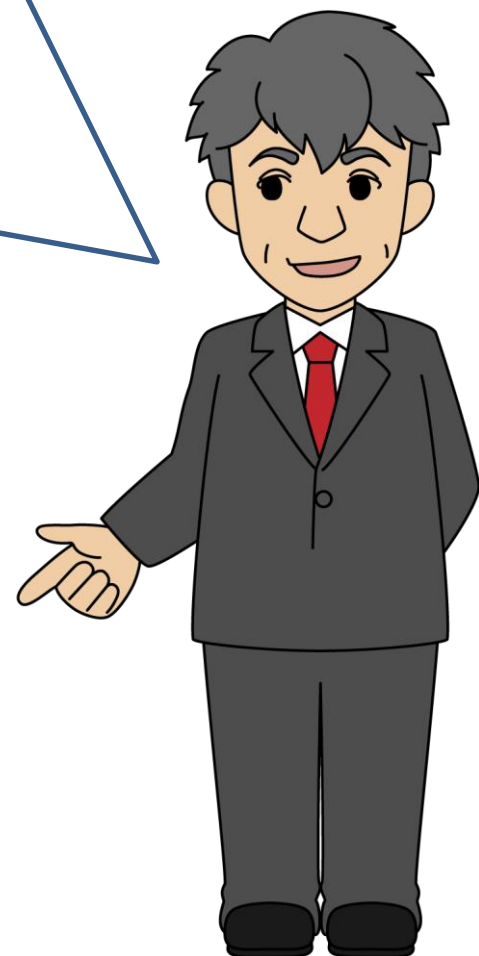
（足利義昭）

四月廿日

（花押）

なぜ、この文書を
もんじよ
あしかがよしあき
足利義昭が出したと
分かるん？





縦書きで手紙を書くとき、
たてが

今でも日付の下に差出人の
ひづけ さしだしにん

名前を書くよね。

この文書の日付
もんじょ

「卯月廿日」の下には、
うつきはつか



があります。

これは「花押」かおうです。

現代のサインや実印じっいんに当たります。

人によって異なることので、

本人確認ほんにんかくにんの根拠こんきよになります。

また、同じ人のものでも、

時期や立場じきによつて

花押の形を変えることがありました。

さて、ここに据すえられた花押の形は

てんしょう

天正4～5年（1576～77）に

足利義昭が使ったものと同じなので、

もんじよ

この文書が義昭によつて出された

ことが分かるのです。

さしだしにん あしかがよしあき
差出人の足利義昭って、

だれ？

とも うら
鞆の浦の方で、

なんか聞いたことがあるけど…



⑥

戦国せんごくの動乱どうらんの中、

あしかがよしあき

足利義昭えいろうくは、永禄11年（1568）に

おだのぶなが

じょうらく

織田信長とともに上洛し、

せいいたいしやうぐん

征夷大將軍になりました。

その後、信長と対立し、

げんき

元亀4年（1573）に京都から

追放され、同年11月に紀伊国きいのくに

（現在の和歌山県）へ、

てんしょう

そして天正4年（1576）2月、

びんごのくにとも

うら

備後国鞆の浦（現在の福山市鞆町）へ

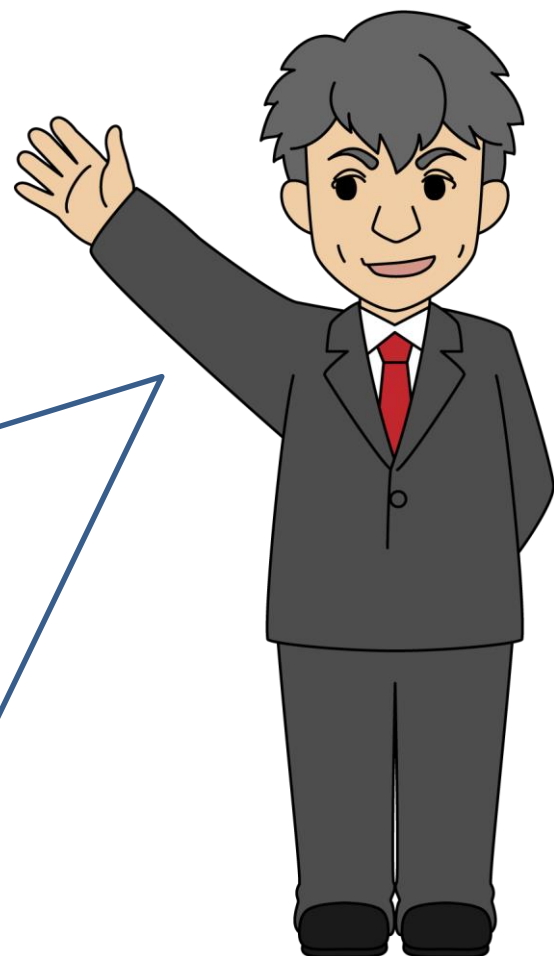
やってきました。

もうり

しえん

戦国大名の毛利氏の支援を得て、

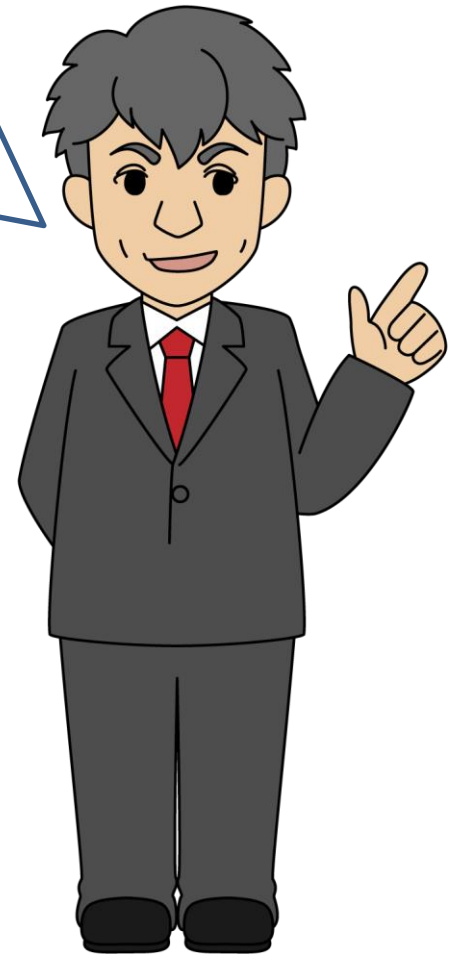
京都へ帰ろうとしたのです。



そのため、鞆の浦に着いた義昭は、
都へ帰る支援を求めて、
各地の大名に宛て
御内書をたくさん出しました。
この文書は帰洛の支援を
求めたものではありませんが、
「当津」での馳走に対して
感謝の気持ちを表した
御内書の一つです。

ところで、
この文書、
あてな宛名が書いてないけど、
だれに宛てたものなん？





通常^{つうじょう}は、文書^{もんじょ}の奥^{おく}（左側）、
日付^{ひづけ}の左^{ひだり}に宛名^{あてな}が記されているのに、
この文書^{もんじょ}には宛名^{あてな}がありません。
おそらく、掛け軸^{かけじく}にする際などに
切り取られたと思われます。

しかし、義昭が「当津」滞在中に、世話になったと感謝していることから、この文書を受け取った人物は、ここで暮らしていたと考えられます。

「当津」とは、もちろん

靱の津、靱の浦のことです。

当時、靱の浦は因島村上氏の一族、村上亮康が領有していました。

したがって、

村上氏の関係者に宛てられた可能性が最も高いと考えられます。

しろかさぶくろ

「白傘袋」

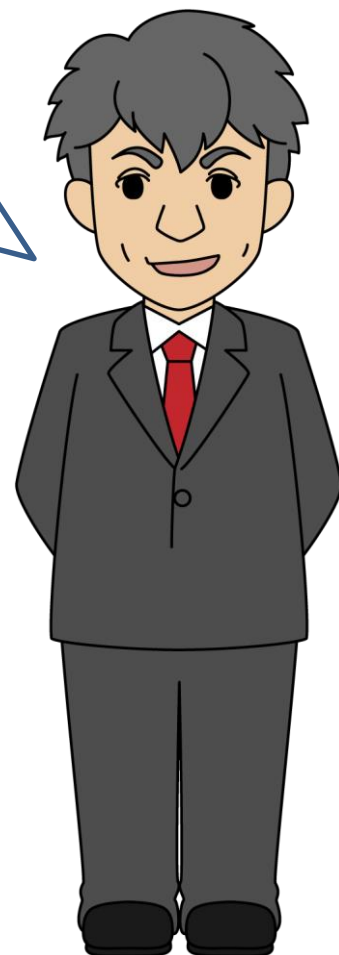
もうせんくらおい

「毛氈鞍覆」

って

何なん？





しろかさぶくろ

「白傘袋」は、

ながえ

かさ

長柄の傘を入れる白色の袋のこと、

もうせんくらおおい

「毛氈鞍覆」は、

引いて歩く馬の背にかける

じゅうたん

はくらい

きじ

絨毯のような舶来の生地の布。

どちらも、限られた者にしか

使用が認められていませんでした。

前に登場した鞆の浦の領主、
村上亮康（左衛門大夫）も、
義昭から

「白傘袋・毛氈鞍覆」の使用を
認められています。

その御内書（史料2）は、

「当津逗留中馳走」から始まり、

史料1の書き出し

「当津滞留中馳走」と

よく似ています。

史料2

村上亮康宛ての足利義昭御内書

(因島村上家文書)

當津逗留中馳走
段、忠節尤感覺候^(悦)、本意
上可恩賞、仍毛氈鞍
覆・白傘袋令免除畢、
猶昭光可申候也、
^(真木島)

卯月九日(花押)
^(足利義昭)

村上左衛門大夫とのへ

史料2を今の言葉に直したら：

「当津」逗留中に世話になっており、その忠節を

極めて喜んでいる。本意がかなったら、

褒美をやろう。よって、「毛氈鞍もうせんくら

おおい覆」・「白傘袋」・の使用を許可する。

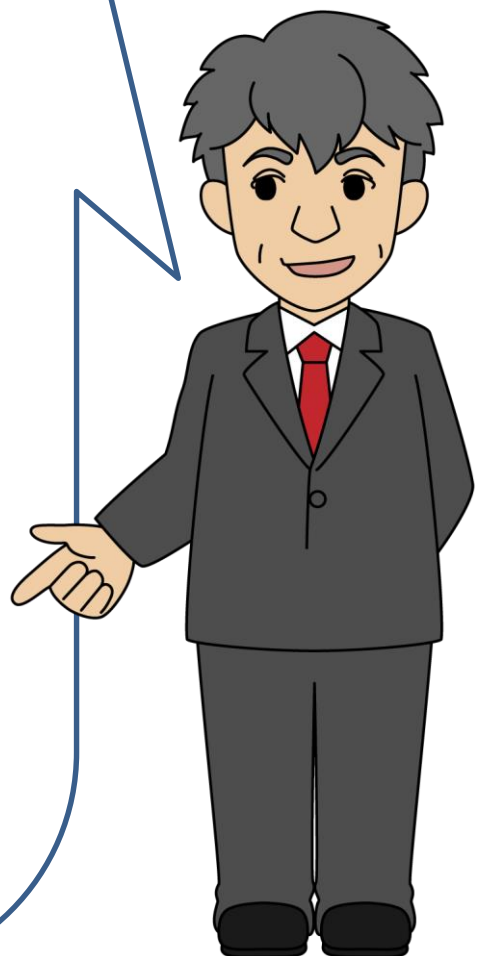
なお、昭光（真木島）が申すであろう。

四月九日（花押（足利義昭））

村上左衛門大夫とのへ

ということは、
この御内書は、
村上亮康の兄弟や子供など、
因島村上氏の一族に
宛てられた可能性が高いね！





今回（第14回）は、
第10回（令和元年度）に紹介した
守屋壽コレクションの
足利義昭御内書とは異なる、
もう一つの御内書を紹介しました。
二つの御内書は、共に鞆の浦で
足利義昭が暮らしていたときに
書かれたものと推定されます。
どこにも、「鞆の浦」とは
書かれてないけどね。

統元後深美い高也
勢川里迷河橋馳走
杉山寺主橋載美我美
昭昭元一戸状如件

九月九日



小島守將

第10回（令和元年度）に紹介した、
守屋壽コレクションの足利義昭御内書

【翻刻文】

就入洛儀染筆候、此節相談
芸州、早速帰洛候様、馳走
頼入候、為其指越曾我常陸介、
猶昭光可申候、状如件、

九月九日

（花押）

北畠中将殿

【現代語訳】

入洛のことで手紙を書いた。芸
州と相談し、速やかに帰洛でき
るよう馳走を頼む。そのため曾
我常陸介を派遣した。なお、昭
光が申すであろう。文書は以上
のとおりである。

九月九日

（花押）

北畠中将殿